

平成26年12月2日 岡山県公報 第11641号

◎岡山県告示第五百八十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成二十六年十二月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスハーツ

2 所在地

岡山県津山市沼四七番地四号

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社ハーツ

2 所在地

岡山県津山市上横野四七〇五番地

三 指定年月日

平成二十六年十二月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇二〇九七

五 サービスの種類

通所介護

平成26年12月2日 岡山県公報 第11641号

◎岡山県告示第五百八十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十六年十二月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

陽だまりの家かつやまデイサービスセンター

2 所在地

岡山県真庭市三田一二四一七

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社ソルヘム

2 所在地

鳥取県東伯郡琴浦町徳万七〇番地一

三 指定年月日

平成二十六年十二月一日

四 介護保険事業所番号

三三七三四〇一二〇一

五 サービスの種類

介護予防通所介護

平成26年12月2日 岡山県公報 第11641号

◎岡山県告示第五百八十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十六年十二月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービス ミ・カサ

2 所在地

岡山県津山市北町四四一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人江原恵明会

2 所在地

岡山県津山市津山口三〇六番地

三 指定年月日

平成二十六年十二月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇二〇八九

五 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービス絆 田井

2 所在地

岡山県玉野市田井三丁目一九番一四号

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

平成26年12月2日 岡山県公報 第11641号

1 名称
株式会社絆

2 所在地

岡山県玉野市東紅陽台一丁目一九番地三〇三

3 指定年月日

平成二十六年十二月一日

4 介護保険事業所番号

三三七〇四〇一四三六

5 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

JUNO デイサービスセンター 国分寺

2 所在地

岡山県総社市宿一五九番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社 JUNO

2 所在地

岡山県総社市泉一五番地四四

三 指定年月日

平成二十六年十二月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇八〇一二四七

五 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

平成26年12月2日 岡山県公報 第11641号

◎岡山県告示第五百八十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文、第四十八条第一項第一号及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者、指定介護老人福祉施設及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十六年十二月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

特別養護老人ホーム ミ・カサ

2 所在地

岡山県津山市北町四四一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人江原恵明会

2 所在地

岡山県津山市津山口三〇六番地

三 指定年月日

平成二十六年十二月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇二一〇五

五 サービスの種類

短期入所生活介護

介護老人福祉施設

介護予防短期入所生活介護

〔五〇四〕飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により平成二十六年九月及び十月に収去した飼料の試験結果の概要は、次のとおりである。

平成二十六年十二月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

平成26年12月2日 岡山県公報 第11641号

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験結果の概要								備考
				粗たん白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)	りん (%)	TDN (%)	ME (Kcal/kg)	
加藤製油(株)岡山工場 岡山県玉野市築港五丁目8番1号	同左	カトウ配合飼料 I F ベース	26年 9月	14.5	4.8	4.6	3.0	0.28	0.38	74.9	—	
同上	同左	脱脂大豆	26年 9月	45.5	—	4.5	—	—	—	—	—	
小山物産(株) 岡山県岡山市北区延友436番地1	同左	マルコ印 60%飼料用魚粉	26年 9月	61.3	—	—	22.4	—	—	—	—	
中国物産(株)笠岡工場 岡山県笠岡市笠岡2369番地29	同左	和牛繁殖M	26年 9月	13.5	3.9	8.5	6.1	0.78	0.47	64.0	—	
同上	同左	ダイヤM	26年 9月	17.9	7.1	5.0	6.1	0.85	0.44	74.1	—	
中部飼料(株)水島工場 岡山県倉敷市水島海岸通三丁目1番3	同左	マル中印養牛用混合飼料 α-7	26年 9月	10.5	3.6	2.3	3.0	0.41	0.41	75.9	—	
同上	同左	マル中印幼令牛育成用配合飼料 αグリーン育成	26年 9月	18.4	3.7	3.1	4.7	0.73	0.45	75.1	—	
日清オイリオグループ(株)水島工場 岡山県倉敷市水島海岸通三丁目2番地	同左	I P 脱脂大豆	26年 9月	46.6	—	4.8	—	—	—	—	—	
ゴトウ物産(株)倉敷工場 岡山県倉敷市玉島乙島8256番地69	同左	60%魚粉	26年 10月	63.2	—	—	18.9	—	—	—	—	

注) 試験結果の概要の欄には、個別検査項目別に試験結果を示し、違反が認められた場合は、備考欄にその内容を示す。

平成26年12月2日 岡山県公報 第11641号

〔五〇五〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区役員の退任の届出があつた。

平成二十六年十二月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

里山田土地改良区

二 退任役員

退任役員

住 所

理事監

氏 名

小田郡矢掛町里山田一六九七

事の別

佐伯 稔

理事

〔五〇六〕建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、平成二十六年十二月二日付けで、次の建設業者の許可を取り消した。

平成二十六年十二月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 商号又は名称 株式会社MIRA
- 二 代表者の氏名 小林 誠治
- 三 主たる営業所の所在地 岡山市北区平田一七三一〇八
- 四 許可番号 岡山県知事許可（般―二四）第二四〇三八号
- 五 許可年月日 平成二十四年六月二十日

六 処分の内容

建設業法第二十九条第一項の規定による次の建設業の許可の取消し

一般建設業のうち電気通信工事業

七 処分の原因となった事実

株式会社MIRAの営業所の専任技術者は必要とされる実務経験を有していないため、建設業法第七条第二号に掲げる許可の基準を満たしていない。このことは、同法第二十九条第一項第一号に該当する。

平成26年12月2日 岡山県公報 第11641号

〔五〇七〕平成二十六年度砂利採取業務主任者試験の合格者は、次のとおりである。

平成二十六年十二月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

受験番号

二